十六銀行 16FG

財形住宅預金

（2025 年 4 月 1 日現在適用中）

１．商品名	財形住宅預金
２．対象となる方	・当行と財産形成住宅預金の取扱契約を締結した企業（以下「事業主」といいます。）の勤労者の方で、財形住宅預金契約時に満５５歳未満の方 ・お一人１契約で、１金融機関に限ります。
３．期間	５年以上 ※年１回以上のお預入れが必要です。 ※積立期間５年未満でも要件を満たす住宅目的での払出しは可能です。
４．預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・事業主が預金者に支払う給料、ボーナスから天引きしてお預入れいただきます。 ・１円以上 ・１円単位
５．作成する定期の種類	・預入毎に「預入日の１年後の応当日を据置期間満了日、３年後の応当日を最長預入期限とする期日指定定期預金」を作成します。 ・最長預入期限に、その元利金の合計額および最長預入期限に新たな預入がある場合はこれを合算した金額をもって、前回と同じ期日指定定期預金として自動的に継続します。 ・継続するにあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの元利金をまとめて１口の期日指定定期預金に自動的に継続します。 ・預入毎の期日指定定期預金の満期日は、預入日（自動継続の場合はその継続日）の１年経過後から３年までの任意の日を指定できます（ただし、満期日の指定をするときは、その１ヶ月前までにお預入れいただいている当行の取引店に対し通知いただく必要があります)。
６．払戻方法 （払戻要件）	・自己の居住する住宅取得費用および増改築費用等の支払いに充てる場合に限定されます。 ・また、住宅の取得等の日から１年以内に、住宅の登記簿謄本や建設工事請負契約書の写しなどの所定の確認書類を提出したうえで払い戻すことが必要です。 ・この預金の一部を持家としての住宅の取得等の頭金等に充てるときは、積立残高の９０％を限度として払い戻します。この場合は、住宅建設工事請負契約書の写し等の所定の書類を提出してください。また、一部払戻後２年以内かつ住宅取得等の日から１年以内に残額を払い戻す必要があります。
７．利息 （１）適用利率	 ・預入時（自動継続の場合はその継続日）の店頭表示の利率を満期日まで適

<table>
<tr><td>（２）利払頻度
（３）計算方法

（４）課税

（５）利率情報の入手方法</td><td>用します。
・個々の期日指定定期預金毎に、満期日以後に一括してお支払いします。
・付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割計算（円未満切捨て）で、１年毎の複利計算により算出します。
・財形年金預金と合算で元金（継続時に元金に組み入れた利息を含みます）合計５５０万円を限度として非課税です。
・非課税限度額を超える場合は、２０．３１５％の分離課税が適用されます。
※2013 年 1 月 1 日以降、復興特別所得税が課され、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の源泉分離課税が適用されています。
・当行ホームページ「金利一覧」にてご確認いただくか、窓口までお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>８．手数料</td><td>不要です。</td></tr>
<tr><td>９．付加できる特約事項</td><td>―</td></tr>
<tr><td>10．中途解約時の取扱い</td><td>・６．の払戻要件以外の目的で払い戻すときは、過去５年間にわたる利息および解約利息について課税されるとともに、それ以降の利息についても課税されます。
・満期日前に解約する場合は以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により１年毎に複利計算した利息とともにお支払いします。
<table>
<tr><th>中途解約日までの期間</th><th>中途解約利率</th></tr>
<tr><td>６ヶ月未満</td><td>解約日における普通預金利率</td></tr>
<tr><td>６ヶ月以上１年未満</td><td>預入日における店頭表示のこの預金の「２年以上」利率×４０％</td></tr>
<tr><td>１年以上１年半未満</td><td>預入日における店頭表示のこの預金の「２年以上」利率×５０％</td></tr>
<tr><td>１年半以上２年未満</td><td>預入日における店頭表示のこの預金の「２年以上」利率×６０％</td></tr>
<tr><td>２年以上２年半未満</td><td>預入日における店頭表示のこの預金の「２年以上」利率×７０％</td></tr>
<tr><td>２年半以上３年未満</td><td>預入日における店頭表示のこの預金の「２年以上」利率×９０％</td></tr>
</table>
※１年以上３年未満は満期日を指定しない場合に限ります。</td></tr>
<tr><td>11．その他参考となる事項</td><td>・１年に１回以上のお預入れがない場合等、財形住宅預金の要件を満たさない場合は課税扱いとなります。
・住宅の新築・購入、増改築等の内容については一定の条件がありますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。
・預金保険制度の対象預金であり、１金融機関につき預金者一人あたり、決済用預金以外の対象預金を合算して、元本１，０００万円までとその利息等が保護されます。</td></tr>
<tr><td>12．当行が契約している指定紛争解決機関</td><td>一般社団法人全国銀行協会
連絡先　　全国銀行協会相談室
電話番号　０５７０－０１７１０９ または ０３－５２５２－３７７２</td></tr>
</table>